

令和6年10月11日

健康福祉常任委員会 資料

障害福祉サービス費の課題について

- I 「西宮市の障害福祉施策の概要
- II 西宮市の障害福祉サービス費の課題
- III 西宮市の障害福祉施策の特徴

西宮市 健康福祉局 福祉部 障害福祉課

生活支援部 生活支援課

I. 西宮市の障害福祉施策の概要

(1) 障害のある人への各種政策・施策について

① 医療

- ・自立支援医療（更生・育成・精神通院）
- ・障害者医療費助成、障害者歯科診療 など

② 福祉サービス

- ・介護給付、相談支援給付等
- ・移動支援、訪問入浴、日中一時支援、通所交通経費の補助 など

③ 給付

- ・特別障害者手当、介護手当
- ・上下水道料金の減免、県心身障害者扶養共済 など

④ 在宅支援

- ・住宅改造費助成（県助成）、福祉タクシー派遣、自動車関連費用助成 など



(2) 総人口

481,134人（令和6年4月1日時点）

(3) 障害者手帳所持者数の状況（令和6年4月1日時点）

・身体障害者手帳（人）

1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
4,668	2,116	2,711	3,840	996	782	15,113

・療育手帳（人）

A	B1	B2	合計
1,601	988	2,326	4,915

・精神保健福祉手帳（人）


1級	2級	3級	合計
399	2,426	1,806	4,631

(4) 障害支援区分の認定の状況（人）（令和6年3月31日時点）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	合計
区分1	13	39	48	5	105
区分2	75	219	418	1	713
区分3	180	222	117	2	521
区分4	68	238	51	0	357
区分5	58	249	11	0	318
区分6	319	231	9	1	560
合計	713	1,198	654	9	2,574

（参考）各年3月31日時点の障害支援区分の状況（合計・人）

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	合計
平成31年3月31日	691	1,069	501	9	2,270
令和2年3月31日	691	1,115	528	7	2,341
令和3年3月31日	704	1,134	550	4	2,392
令和4年3月31日	689	1,156	589	7	2,441
令和5年3月31日	705	1,176	611	6	2,498

 ・知的障害者、精神障害者のサービス受給者の増加傾向が顕著

Ⅱ. 障害福祉サービス費の課題について

(1) 本市の障害福祉サービス費等の支払額の推移（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	8,733,083	9,388,249	10,153,354	11,157,182	12,093,984
市負担額	2,474,458	2,822,866	3,058,055	3,715,745	4,201,239



決算額は毎年、前年度比8%~10%で増加している

市負担額は毎年、前年度比8%~21%で増加している

(2) 国庫負担基準を超える負担について

本来障害福祉サービス費は1/2の国庫負担金と1/4の県費負担金が市に交付されるが、訪問系サービス（重度訪問介護・居宅介護・同行援護・行動援護）に国庫負担基準が設けられていることで市に超過負担額が生じ、市の財政を圧迫する大きな原因となっている。

（国庫負担基準とは）

国庫負担基準とは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限である。

障害福祉サービスにおける訪問系サービスの国庫（県費）負担はそれぞれの利用者単位で国庫負担の上限が設定されている。このため、利用者全員の総サービス支給額に対する負担ではなく、利用者ごとに国庫負担（精算基準）を積み上げたものが国の負担額の算定基礎となり、各利用者の基準を超えた差額は市が負担している。

※西宮市で重度訪問介護を利用している重度障害者の事例（医療的ケアが必要な方で1日24時間の支給決定）

国庫負担基準が設定されているため、市の負担は2,029千円（月）となっている。

→もし国庫負担基準が設定されていなければ、市の負担は632千円（月）となり、

その差額は1,397千円（月）となる

（重度障害者の事例（月額））

（単位：千円）

	支払額 (a)	国庫負担基準額(b)	国庫負担額(c) (b)×1/2	県費負担額(d) (b)×1/4	市負担額(e) (a)-(c) -(d)
国庫負担基準有の場合	2,528	665	333	166	2,029
国庫負担基準無の場合	2,528		1,264	632	632
差額					1,397

（国庫負担基準有の場合）【現状の仕組み】

市負担額（2,029千円）＝2,528千円－665千円×1/2（333千円）－665千円×1/4（166千円）

（国庫負担基準無の場合）

市負担額（632千円）＝2,528千円－2,528千円×1/2（1,264千円）－2,528×1/4（632千円）

事例にある医療的ケアが必要な方が在宅生活するには、1日24時間の重度訪問介護の支給決定が必要であるが、仮に国の国庫負担基準の範囲内の支給決定なら1日8～9時間程度となる。

上記のような重度障害者の事例が積み重なることで、令和5年度の国庫負担基準の設定の有無による差額（市の超過負担額）は約11億円となっている。

（訪問系サービスにおける市の超過負担額）

（単位：千円）

	総サービス 支給額(a)	国庫負担基準額(b)	国庫負担額(c) (b)×1/2	県費負担額(d) (b)×1/4	市負担額(e) (a)-(c) -(d)
R5国庫負担基準有の場合	4,521,103	2,950,782	1,475,390	737,693	2,308,020
R5国庫負担基準無の場合	4,521,103		2,260,550	1,130,275	1,130,278
R5差額					1,177,742

Ⅲ. 西宮市の障害福祉施策の特徴について

(1) 西宮市の障害福祉施策の特徴

「西宮市では、重度障害者の地域生活支援に重点的に取り組んできました。」

西宮市では障害者団体による自立運動が活発であることや、市社会福祉協議会の「青葉園」が養護学校卒業後の社会参加への取り組みを推進してきた流れもあって、重度の障害があっても地域で暮らしていけるような体制整備に力を入れてきました。それに付随して地域自立支援協議会や障害当事者による活動なども活発で、障害福祉施策は他市に比べて先進的に取り組んできました。そのような地盤があるため、重度訪問介護の事業所も充実しております。よって、必然的に他市から西宮市に転入される重度の障害者も多くなっており、特に重度訪問介護サービスの支給決定者も多くなっています。

(2) 兵庫県近隣市の重度訪問介護サービスの支給の状況

市町名	西宮市	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	芦屋市	伊丹市	宝塚市	川西市
人口（人）（令和6年9月）	481,349	1,525,152	519,484	454,042	307,189	94,346	195,064	220,913	149,022
支給決定者数（人） （令和5年11月）	202	241	52	89	89	12	93	81	6
最大の支給量（時間/月） （令和5年11月） ※二人介助分含む	784	1240	600	1096	1096	744	436	694	551
1人当たり平均利用時間数 （時間/人） （令和6年3月）	424.3	260.5	195.2	220.2	133.0	332.6	122.9	247.6	242.0

西宮市の重度訪問介護サービスの特徴

- ①支給決定者が多い（中核市だが、指令指定都市並みの支給決定者数）
- ②サービス提供のインフラ（事業所・人員等）が充実している
- ③支給決定基準を超える支給を受けている利用者は多い（80名を超える）。サービス提供のインフラ（重度訪問介護事業所等）が充実していることにより、在宅生活できる重度の障害者が多い。